

実施する準備がある」(40.6%)といった被性的虐待児童への具体的な対応と考えられる項目についての実施率は高くなかった。情短施設は被性的虐待児童への支援に特化した施設ではなく、被性的虐待児童以外にも多く入所しており他の問題を抱えた児童への支援も求められる実情があり、特に被性的虐待児童に特化した支援を情短施設に求めていくのは限界があるかもしれない。

一方、「2、入所後に性的虐待が発覚した場合」の回答は、11項目中9項目で80%以上の施設が「はい」と答えており、全国の情短施設で適切に対応できていることがうかがわれた。これは、性的虐待という体験の性質上、施設入所後に性的虐待が発覚することは少なくなく、発覚後の対応についての経験を蓄積しているためと思われた。

「性的虐待を受けた子どもを受け入れるにあたっての職員の意識」の質問では、「3-①被性的虐待児童の施設入所に関しての施設のスタンス」の質問では、64.7%の施設が「社会的使命であるので、入所が必要な児童はなるべく受け入れるようにしている」と答え、「社会的使命であり受け入れているが、施設にゆとりがないので不安がある」と不安を訴えた施設は35.3%に留まった。被性的虐待児童の受け入れに不安を感じる施設が1/3に留まっているということは、情短施設が被性的虐待児童への支援の経験を積み重ねる中で一定の自信を持っていると理解できるかもしれない。実際、「3-④最近3年間の被性的虐待児童の入所支援による変化」の質問でも、「やや改善した」(54.5%)、「改善した」(12.1%)と、2/3の施設において被性的虐待児童が入所支援によって改善していると捉えていた。すなわち、現在の情短施設では必ずしも被性的虐待児童に特化した支援が行えているわけではないが、被虐待体験一般に重要と思われる「安心できる生活」「治療的な関与」「境界線が明確な生活」といった支援を徹底することで、被性的虐待児童が改善しているのではないかと考えられた。

今後とも、情短施設が被性的虐待児童への支援に特化した機能を持つていくことには限界があるのではないかと考えられる。情短施設における被性的虐待児童への支援を今まで以上に向上させるためには、被性的虐待児童への対応のマニュアルの整備は有用であろう。そのマニュアルにおいては、専門性の高い治療については必ずしも施設内で行うことを前提とせず、児童相談所や病院などの専門性の高い治療を行うことができる地域資源の活用(具体的な資源が明示されるとよいだろう)なども視野に入れることで、現実的なマニュアルになると思われた。

#### (5) 家族との関係の回復や関係機関との連携について

##### 1) 虐待(加害)者が保護者の場合の対応と関係機関連携(表45)

約8割の情短施設で加害保護者との接触制限が徹底されている。加害保護者への指導は児童相談所が分担しており、児童相談所から加害保護者に関する情報提供もある。しかし54.5%の情短施設では、入所児に対して加害保護者に関する状況説明を定期的には行っていない。

表45 虐待(加害)者が保護者の場合の対応

区 分		はい (%)	いいえ (%)	未回答
④	加害保護者の接近(通信、面会の強要など)があった際に休日などで管理職がいない際も危機管理が徹底されている	28 (84.8%)	5 (15.2%)	1
①	基本的に加害保護者と子どもは面接や接触を始め、いかなる通信も制限している	25 (75.8%)	8 (24.2%)	1
②	加害保護者への指導は児童相談所が実施し、その経過や状況を定期的に施設職員は報告を受けている	26 (78.8%)	7 (21.2%)	1
③	加害保護者の情報に関して、児童相談所の職員や施設職員から子どもにその状況を定期的に伝えている	15 (45.5%)	18 (54.5%)	1

## 2) 非加害保護者への支援について

### ①非加害保護者の子どもに対する態度 (表 46)

60.6%の情短施設において非加害保護者が子どもを心配する態度を示すことが多いと感じているが、48.5%の情短施設が非加害保護者の関わり方には混乱が見られるとしている。30%強の情短施設が、子どもに対して拒否的で子どもへの怒りや無関心を示す親がいると回答した一方、子どもに申し訳なく思い、ケアに協力的な親がいると答えた情短施設も33.3%あった。

表46 非加害保護者は子どもに対して、どのような態度であることが多いですか

区 分	回答 (%)
子どもの状態を心配している	20 (60.6%)
混乱して、不安定な関わりをしている	16 (48.5%)
子どもに対して拒否的である	12 (36.4%)
子どもに対して無関心である	12 (36.4%)
子どもに申し訳なく思っている	11 (33.3%)
子どもの治療やケアに協力的である	11 (33.3%)
子どもに対して怒りを感じている	10 (30.3%)
その他－回答不能	1 (3.0%)

### ②虐待の背景にある問題 (表 47)

約半数の情短施設が非加害保護者は子どもの性を大切にする意識が薄く、養育力の問題を抱え、虐待(加害)親からのDVがあると回答している。約4割の情短施設が非加害保護者に精神疾患や知的障害、生活困窮等の問題があると答えた一方、非加害保護者に被虐待体験があると答えた情短施設は27.3%だった。

表47 虐待の背景にある問題

区 分	回答 (%)
非加害保護者の性に関する意識の低さ	17 (51.5%)
ネグレクト	16 (48.5%)
虐待(加害)から非加害保護者へのDVや支配的關係	16 (48.5%)
非加害保護者の精神疾患や知的障害	14 (42.4%)
生活困窮	12 (36.4%)
非加害保護者の被虐待体験	9 (27.3%)
身体的虐待	5 (15.2%)
心理的虐待	4 (12.1%)
性的虐待以外、特に問題はみられない	0 (0.0%)
その他－加害保護者との関係で反応は異なる	1 (3.0%)

### ③非加害保護者と子どもの関係の改善に重要な施設からの支援 (表 48)

66.7%の情短施設が、非加害保護者に子どもの状態を伝えることが重要と考えており、非加害保護者との協力関係を重視していることがうかがわれる。この際に、非加害保護者の気持ちを受容するだけでなく、虐待の影響や被加害保護者の役割等について心理教育を行うことも重要であると答えた情短施設が60.6%に上る。また、非加害保護者が児童相談所とも協力関係を築くことを重視している情短施設が54.5%ある。

表48 非加害保護者と子どもとの関係改善に重要な支援

区 分	回答 (%)
施設内での子どもの様子や成長・変化を非加害保護者に丁寧に伝える	22 (66.7%)
非加害保護者が子どもの虐待の影響や非加害保護者の役割などを理解できるよう、一緒に相談する	20 (60.6%)
虐待（加害）者への対応について、非加害保護者が児童相談所と協力できるようにサポートする	18 (54.5%)
非加害保護者の性的虐待事実に関する不安や混乱の気持ちを受け止める	15 (45.5%)
非加害保護者が精神的に不安定な場合は、専門的な機関と連携して支援にあたる	11 (33.3%)
非加害保護者と虐待（加害）者との関係（依存関係や被支配関係等）の整理	11 (33.3%)
その他	0 (0.0%)

## 3) 子どもへの支援について（表 49）

半数の情短施設が子どもへの説明と同意（インフォームドコンセント）を重視し、家族交流に明確な枠組みが必要だと考えている。4割の情短施設では非加害保護者、情短施設、児童相談所の意思疎通が大切と考えていて、3割の情短施設が家族から十分な協力が得られないまま、安易に交流を再開すべきではないと考えている。他方、虐待者に対する非加害保護者の態度や状況を子どもに説明している情短施設は27.3%にとどまっている。

表49 子どもが非加害保護者と関係を持つにあたって重要と考えられること

区 分	回答 (%)
非加害保護者の状況、児童相談所や施設が支援している内容・経過・方針を、子どもに伝える	17 (51.5%)
子どもに対して、子どもの意向を尊重し、説明できる範囲の長期的な方針や選択肢を説明する	17 (51.5%)
明確なルールや基準を設定して、面会・外出・外泊を実施する	16 (48.5%)
性的虐待に至った経過や対応策を児童相談所と施設が非加害保護者とよく相談し、子どもにわかるように伝える	14 (42.4%)
非加害保護者や他の家族の十分な協力依頼が得られない場合、子どもにその理由を伝えて18歳（場合により20歳）の時期を想定して社会的自立を促す支援をすることを検討する	12 (36.4%)
非加害保護者が何らかの事情で十分な協力関係が得られない場合、児童相談所との連携の基で他の家族への協力依頼を得ることもある	10 (30.3%)
虐待（加害）者に対する非加害保護者の態度や状況について、子どもにわかるように伝える	9 (27.3%)
その他	0 (0.0%)

## 4) その他意見

- ・ 2（5）について、該当する児童が入所したことがない。

被性的虐待児が施設の中の集団生活において、他児との関係の中で、性的被害・加害が再現してしまう可能性が高い。集団生活が当人の成長を支えることもあるが、そういう事態にならないようなハード面の整備や十分な職員配置が不可欠であると考えます。また、事が起こってしまった時には、加害・被害の子ども同士が同じ施設に生活することは難しいため、措置変更を行う必要がある。この点において児童相談所の協力を得られるかが問題となる。児相は対応の難しい親の同意が取りにくいという理由で措置変更には消極的な場合が多い。変更時は担当の職員を中心に本人と課題を明確化し、その後も新しい施設での生活をアフターフォローしていくことが必要であると

思います。

例えば2(5)-2)-①②のように、当該件数が少ない中で多いことは何かとの設問に答えることには難しさ(無責任ではないかとの思い)を持ちました。

施設が開所し5年を迎えますが、性虐待の児童が入所したことは数少ないです。これから情短施設として受け入れていかなければならないと考え、現在係を設け、施設独自の性教育プログラムを作成している段階です。性の問題に関しても、どこまで踏み込めばよいのか、まだ模索しているため、回答に一貫性がないかもしれません。

2(5)-3)子どもへの支援については、どれも重要で選ぶのが難しかったです。被害児童へは2(4)-1)⑦⑩にあげられるような心理教育が重要だと思っています。

虐待事実がはっきりしていないケースについては、対応が難しく回答もしにくかった。

2(5)以降の質問については、どれもが重要で3つ選ぶのが難しい。

各設問で必ずとなると問われると、応えにくい状況にある。

当施設では、小舎制の携帯で、職員と子どもの関係性をベースに、画一的ではなく個に応じて積極的に生活の場において性教育を行うようにしている。そのような支援を行うにあたっては、職員の意識向上、知識の蓄積、スキルアップが不可欠であるため、数年前より職員対象の勉強会を年3回程度行うようにしており、成果を上げている。

施設の現状として、性被害の児童数が多く、そこになぞる支援やアプローチは徹底されつつあるが、性被害児童に対する支援(しかも、現在入所中の児童に関しては「疑いの状態であるため、施設内で直接的なアプローチをしているのではなく、児相心理士からのアプローチにとどまっている状態)がまだ確立されていない部分があるため、今後徹底していきたい。

回答例にあてはまらないものや、「はい」「いいえ」と分けにくいものがあった。

#### 5)「家族との関係の回復や関係機関との連携について」の考察

加害保護者と入所児の接触は多くの情短施設(75.8%)で制限されていて、加害保護者への対応は児童相談所の役割という分担ができている情短施設が多かった(78.8%)。これは被害を受けた子どもを守る上で望ましい結果であるが、一方で20数%の情短施設では接触制限や児童相談所との役割分担に課題を残している点も留意すべきだろう。どのような課題があるのか、より詳細な調査が求められる。

非加害保護者について、「協力的」、「子どもに申し訳なく思っている」保護者が多いと回答した情短施設は33.3%にとどまり、36.4%の情短施設が「拒否的」、「無関心」な保護者が多いと感じていた。これは、非加害保護者の立場が“妻(夫)”と“母親(父親)”との間で揺れ動いていることを反映した数字であり、治療協力者になってもらうことが容易ではない実態を現していると考えられる。そのため、多くの情短施設(66.7%)では「子どもの様子や成長・変化」を非加害保護者に伝え、非加害保護者の役割を説明する心理教育を行っているところも多い(60.7%)。「不安や混乱の気持ちを受け止める」だけでなく、より能動的な支援が必要と考えているのだろう。

子どもが非加害保護者と関係を持つに当たって重視していることは、非加害保護者に対してどのような支援をしているか伝えることと、子どもに長期的な方針等を説明することと考える情短施設が多かった(ともに51.5%)。その一方で、非加害保護者が加害保護者にどのような態度を取っているか説明することが重要とした情短施設は少なかった(27.3%)。これは、加害保護者に対する非加害保護者の態度が子どもにとって好ましいものでない場合が多いことを反映した結果だと思われる。非加害保護者が加害保護者に対して両価的な態度をとりがちなのが、子どもと非加害保護者との関係強化の妨げとなっているものと考えられる。

非加害保護者について、援助を進める上で重要な存在と認識されているようだが、協力者とし

ての関係作りに苦戦している現状が窺われる調査結果であった。

#### D. 総合考察—次年度研究への展望

平成26年度における情短施設への被性的虐待児童に関するアンケート調査（全国情短施設38カ所、回答34カ所、回収率89.4%）において、施設生活の支援の実態や心理ケア、ソーシャルワークのあり方、児童相談所や医療機関などの連携の状況を一定把握することができた。ここでは上記のアンケート調査結果を踏まえつつ（上記した内容の再掲もあるが）、今年度における本研究の総合考察と次年度に向けた研究課題を述べたい。

##### 1 情短施設における被虐待児童、特に被性的虐待児童数から

全入所児童の1,030名のうち、被虐待児童数は780名（67.6%）であった。性的虐待に関しては第1順位となっている児童数が全被虐待児童数の内、49名（6.7%）であった。児童虐待防止法の定義に沿う被性的虐待は43名（全入所児童の4.0%）であり、児童虐待防止法の定義に沿わないが兄やその他の家族、同居者などに性的虐待を受けた児童は28名（全入所児童の2.6%）であり、合計すると71名の被性的虐待児童（全入所児童の6.6%）であった。家庭内性暴力被害としてはケアを受けるべき児童が多くいることがわかった。

性的虐待以外の他の虐待については「被性的虐待児童」も児童虐待防止法の定義に沿わない性的虐待を受けた児童も高い割合で他の虐待も受けている。このことから、性的虐待は発見が難しい虐待と言われているが、虐待事例の対応時に性的虐待の可能性も視野にいれながら処遇することが大切である。また、性的虐待を受けた児童のケアにおいては重複的な虐待を受けていることが多いため、総合的なケアが必要であると言える。

##### 2 施設生活でのさまざまな配慮（生活支援のあり方を巡って）

情短施設は治療施設ではあるが、児童が日々暮らす生活の場であり、さまざまな衣食住に係る配慮が必要不可欠である。したがって、このアンケート調査では生活に関わる質問項目を問い、児童の暮らしの実態に迫った。

###### （1）子どもの安全・安心を守るための取り組みや配慮

大半の情短施設で児童の権利擁護の取り組みが行われているが、権利ノートの確認についてはやや課題があるが、施設独自に権利ノートを作成し、説明しているとの記述もあるので、権利ノート自体は活用されていると推測される。

また、苦情解決制度、子どもが意見を表明する仕組み、暴力事案に対する適切な対処を学ぶ機会の確保などをしながら、日常的に申し送り等を通して職員間で情報を共有し、自らの支援を見直せるような取り組みを行っている。具体的な情短施設内の取り組みとの中でもっとも実施されているのは、子ども主体の自治会である。生活運営上、実施されてきた方法であるということが影響しているように思われるが、このような自治的な話し合いは、暴力によらない適切な方法で自分の意見を表明する機会となり、今現在の施設生活に直結することとなる。そのため、安全・安心を守る取り組みとして、あらためて積極的な意味を見出されてきているのではないかと思われる。

###### （2）生活環境の整備 一対人関係の調整、今日におけるSNSなどへの対応—

居室編成については1～2人部屋を中心としており、生活における小規模化がすすんでいることが分かる。このような設備面の改善は、児童間の対人距離を確保したり刺激のコントロールとして

重要だが、職員配置を見直したり死角を減らそうとする努力も忘れてはならない。日々の生活では、特にトイレや入浴場面で性的な逸脱行為・問題行動が生じやすく、その対策として一人で入浴させたり、複数名で入浴したりする際には職員が入浴介助するなどの工夫も行われている。施設のような集団生活では自他の境界が曖昧になりやすく、パーソナルスペースが守られるように住み分けを大切に個人所有物が他児の物と交ざらないように配慮することは、適切なバウンダリーが育まれる基礎ではないだろうか。年齢や性別など多様な子ども達が暮らす施設であればこそ、職員側にも男性と女性が協力してケアする姿勢が不可欠であり、近年のようにスマートフォンやSNS、ネット閲覧への対策が急がれる現状には若手職員や子ども達との意見交換もまた大切だと思われる。

ことさら、児童（特に高校生）の性に関する関心に応える必要性があるが、一部のSNSなどの情報は性（セックス）についての間違った認識や暴力性を煽る内容である。性についての意味や恋愛のあり方に関して施設内の生活場面面接や心理面接の機会でも話し合い必要性がある。そうしたさまざまな情報は現実の日常生活ではあり得ない性に関する描写であることをしっかりと児童に伝えることが肝要であると考える。

### （3）施設内の性教育 ―暮らしに必要な心理教育―

情短施設はこども達の暮らしの「場」であるために、児童間での対人関係の有り様を絶えず把握できる状況にある。そうした児童間の動きをきちんと把握して場面に応じて捉えることが重要であると考える。異性間が生活する中で、「性教育」に関しての心理教育について取り組んでいる施設は多い。17施設（89.5%）が「プライベートゾーン」と回答し、16施設（84.2%）が「自分と他者の大切さ」と回答し、15施設（78.9%）が「性行動のルールについて（プライベートゾーンを見せない、触らせない等）」と回答し、14施設（73.7%）が「からだの仕組み（第二性徴、男女のちがいを含む）」と回答し、11施設（57.9%）が「バウンダリー」と回答し、10施設（52.6%）が「よいタッチ・わるいタッチ」と回答している。施設生活の暮らしに直結する内容が多く含まれている。

### 3 性的虐待を受けた子どもの治療について―施設内、他の機関との連携も踏まえて―

このアンケート調査を通じて、全国の情短施設が治療施設として被性的虐待事例への基本的な理解（アセスメント）と心理治療の対応（スキル）を身につけ、一定水準以上の対応力を有していることがうかがえた。

「性的虐待に関する情報を職員間で共有し、認識を共有するように努めている」（100%）、「PTSD症状【過覚醒、侵入体験（フラッシュバック、悪夢等）、回避（性的刺激、異性等）、解離】がないか常に確認している」（96.9%）、「子どもの性や自己についての認識に、歪みや不適切なものがないか確認している」（87.5%）、「虐待事実について子どもに責任がないことをきちんと説明している」（84.4%）が挙げられる。一方で、「性的虐待を受けた子どもの治療について」の質問では「身体を通じた治療法（リラクゼーション、自律訓練法、動作法等）を必要に応じて実施する準備がある」（53.1%）、「性的虐待が措置理由であることを、子どもと保護者と入所時に必ず共有している」（50.0%）、「被害記憶に関する治療的介入（曝露療法やEMDR等）を必要に応じて実施する準備がある」（40.6%）といった被性的虐待児童への具体的な対応と考えられる項目についての実施率は高くなかった。これに関しては情短施設が上記したように被性的虐待児童への支援に特化した施設ではなく、被性的虐待児童以外にも多く入所しており他の問題を抱えた児童への支援も求められる実情がある。しかし、「入所後に性的虐待が発覚した場合」では、11項目中9項目で80%以上の情短施設が「はい」と答えており、性的虐待という体験の性質上、施設入所後に性的虐待が発覚するこ

とは少なくとも、発覚後の対応についての経験を蓄積しているためと思われた。

すなわち、医師（精神科医、小児科医）、心理士（概ね臨床心理士）、看護師というメディカルおよびパラメディカルなスタッフに加えて社会福祉士や精神保健福祉士という福祉に関する専門職が多く勤務している情短施設の専門性の高さがうかがえる。更に「性的虐待を受けた子どもを受け入れるにあたっての職員の意識」の質問では、「被性的虐待児童の施設入所に関しての施設のスタンス」の質問では、64.7%の施設が「社会的使命であるので、入所が必要な児童はなるべく受け入れるようにしている」と答えている。実際、「最近3年間の被性的虐待児童の入所支援による変化」の質問でも、「やや改善した」（54.5%）、「改善した」（12.1%）と、2/3の施設において被性的虐待児童が入所支援によって改善していると捉えていた。現在の情短施設では必ずしも被性的虐待児童に特化した支援が行えているわけではないが、被虐待体験一般に重要と思われる「安心できる生活」「治療的な関与」「境界線が明確な生活」といった支援を徹底することで、被性的虐待児童が改善しているのではないかと考えられた。

しかし、情短施設が多く他の被虐待児童やここでは触れなかった発達障害児童も多数入所している状況にあり、被性的虐待児童への支援に特化できない現状にある。それでも、なぜ先行研究や今回の研究においても、被性的虐待児童の支援や心理ケアに焦点化したのは、上記したとおり、さまざまな虐待を重複して受けている心身ともにダメージの著しい子ども達であるからである。

したがって、被性的虐待児童の支援やケアを一定のモデルとして、その他の被虐待児童、特に施設内における性暴力加害を生じさせる可能性を秘めた児童の対応に関して具体的な支援・ケアマニュアルの作成が必要であろう。上記したとおり、その支援・ケアマニュアルは、専門性の高い治療については必ずしも施設内で行うことを前提とせず、児童相談所や病院などの専門性の高い治療を行うことができる地域資源の活用（具体的な資源が明示されるとよいだろう）なども視野に入れることで、現実的なマニュアルになると考える。特に直接処遇に携わる若手職員（児童指導員、保育士など）や心理・医療臨床の経験の乏しい心理士や看護師が日々役立つマニュアルにしないといけないと考える。

何より、今回の調査アンケートに回答した全情短施設において性に関係する事案が生じて児童相談所との協議に至ったと答えている。これは情短施設だけではなく、全国の児童養護施設や児童自立支援施設も含めて大きな課題ではないかと強く考えている。それぞれの児童福祉施設が共通項に抱えている性の課題を踏まえて、その背景にある愛着の問題、児童の自尊感情、そこから生じる対人関係のあり方にどのようにフィットする生活支援や心理ケア、ソーシャルワークが必要かと考えている。単なるマニュアルではなく、活きたマニュアルが児童福祉現場に必要なではないかと考える。

#### 4 家族との関係の回復や関係機関との連携について

何より、今回のアンケート調査において、厳しい現実が明らかとされた。非加害保護者について、「協力的」、「子どもに申し訳なく思っている」保護者が多いと回答した情短施設は33.3%にとどまり、36.4%の情短施設が「拒否的」、「無関心」な保護者が多いと感じていた。これは、非加害保護者の立場が“妻（夫）”と“母親（父親）”との間で揺れ動いていることを反映した数字であり、治療協力者になってもらうことが容易ではない実態を現していると考えられる。

そのため、多くの情短施設（66.7%）では「子どもの様子や成長・変化」を非加害保護者に伝え、非加害保護者の役割を説明する心理教育を行っているところも多い（60.7%）。「不安や混乱の気持ちを受け止める」だけでなく、より能動的な支援が必要と考えているのだろう。

子どもが非加害保護者と関係を持つに当たって重視していることは、非加害保護者に対してどのような支援をしているか伝えることと、子どもに長期的な方針等を説明することと考える情短施設

が多かった（ともに51.5%）。その一方で、非加害保護者が加害保護者にどのような態度を取っているか説明することが重要とした情短施設は少なかった（27.3%）。これは、加害保護者に対する非加害保護者の態度が子どもにとって好ましいものでない場合が多いことを反映した結果だと思われる。非加害保護者が加害保護者に対して両価的な態度をとりがちなのが、子どもと非加害保護者との関係強化の妨げとなっているものと考えられる。

被性的虐待児童を家庭復帰させるためにはさまざまなハードルがある。児童の施設生活の適応を見て家庭復帰を安易に考えると大きな落とし穴にはまってしまう。家庭復帰を決めるのは非加害保護者中心の家庭環境の状況次第であり、それは非加害保護者の心情に大きく左右される。したがって、児童と非加害保護者との関係をしっかりと把握しないと難しい。こうした場合に情短施設と児童相談所とのそれぞれのアプローチに基づき、きちんとした意見交換がないと家族再統合は難しいのではないかと思える。非加害保護者の家族内での「立ち位置」（精神的な課題、経済的な課題など）を児童相談所や情短施設の関係スタッフがきちんと把握していないと難しい事態になってしまう。これは児童養護施設や児童自立支援施設などその他の児童福祉施設においても同様ではなかろうか。安易に家庭復帰させて再度虐待に至った事例も少なくないので要注意である。

## 5 次年度の本研究における展望—方向性を踏まえて—

上記のとおり一定の情短施設の実態把握はできたが、被性的虐待児童や関連する児童の「性」に関する生活支援や心理ケアなど（これに関連して各情短施設における性暴力問題など生活支援や心理ケア、ソーシャルワークの展開アプローチにおいて）に関して事例把握や先進的な取り組みを次年度調査する。必要に応じて全国情短施設に再度アンケート調査も行いたい。

これに関しては、上記したとおり、情短施設のみならず、多くの児童福祉施設（児童養護施設や児童自立支援施設など）で勤務する職員の生活支援や心理ケアの具体的なマニュアルが必要と感じたからである。単なるノウハウではない被虐待の子ども問題に病弊しないための活きたマニュアルを考えている。

（分担研究者—関西福祉大学 八木修司）



## 被性的虐待児への情緒障害児短期治療施設における支援に関するアンケート

この研究は全国情緒障害児短期治療施設協議会施設長会にてご案内しておりますが、被性的虐待児童（性的問題行動を示す児童も含めて）の情短でのよりよい生活支援や心理ケアを考えるための取り組みです。また児童養護施設をはじめ、さまざまな児童福祉施設にも汎用させる具体的ガイドラインを検討しております。ご協力よろしくお願いたします。

性的虐待とは「子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・示唆など」、「性器や性交を見せる」「ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する」などです。

### ※ 記入方法

白	<input type="checkbox"/>	は、文字入力欄になります。
濃グレー	<input type="checkbox"/>	は、数字の入力欄になります。、数字や番号を入力ください。
淡グレー	<input type="checkbox"/>	は、「はい・いいえ」の回答欄になります。どちらかに○をつけてください。

貴施設名	
------	--

※後日お問い合わせする可能性がありますので、調査回答担当者様のご所属、お名前、ご連絡先をご記入ください。

ご所属	
お名前	
ご連絡先	

### 1 施設の基本情報についてご記入ください。

#### (1) 定員

定員		名	男子		名
			女子		名

#### (2) 在籍児童数（平成 26 年 10 月 1 日現在）

	男子	女子	計
小学生			0
中学生			0
高校生			0
その他			0
計	0	0	0

(3) 在籍児童の平均在園期間：  年  か月（平成 26 年 10 月 1 日現在）

(4) 被虐待児童数：  名（平成 26 年 10 月 1 日現在）

	男子	女子	合計
1) 被身体的虐待児童数			0
2) 被ネグレクト児童数			0
3) 被心理的虐待児童数			0
4) 被性的虐待児童数			0

\*複数の虐待を受けている児童が多いかと思いますが、上記は第1順位を考えて記入してください。

(5) 被性的虐待児童に関して（平成 26 年 10 月 1 日時点）

1) 児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」数：   名

\*保護者（実父、実母、養父・継父、養母・継母）による性的虐待数を記入してください。

	人数	加害保護者					
		実父	養父	継父	実母	養母	継母
幼 児 女 子							
幼 児 男 子							
小 学 生 女 子							
小 学 生 男 子							
中・高 女 子							
中・高 男 子							
高卒以上女子							
高卒以上男子							

2) 上記の他に児童虐待防止法の定義に沿わない保護者以外の家族や同居人に性的虐待を受けた児童数がおれば記入してください。家庭外のレイプ被害などは含まれません。

《例》(内縁男性、何縁女性、兄弟姉妹、祖父母、伯父伯母〔叔父叔母〕、従兄弟〔従姉妹〕、その他の同居人)

	人数	加害者
幼 児 女 子		
幼 児 男 子		
小 学 生 女 子		
小 学 生 男 子		
中・高 女 子		
中・高 男 子		
高卒以上女子		
高卒以上男子		

\*上記の1) 以外の性的被害児童です。

3) 被性的虐待児童で他の虐待を受けていた場合は下記にお答えください。

\* DV の目撃は心理的虐待に含みます。

	男子	女子	計
① 被性的虐待+被ネグレクト			
② 被性的虐待+被身体的虐待			
③ 被性的虐待+被心理的虐待			
④ 被性的虐待+被ネグレクト+被身体的虐待			
⑤ 被性的虐待+被ネグレクト+被心理的虐待			
⑥ 被性的虐待+被身体的虐待+被心理的虐待			
⑦ 被性的虐待+被ネグレクト+被身体的虐待+被心理的虐待			
合 計			

\*上記の2)に該当する児童がおれば、上記の3)の①～⑦の分類に沿って記載下さい。

	男子	女子	計
① 被性的虐待+被ネグレクト			
② 被性的虐待+被身体的虐待			
③ 被性的虐待+被心理的虐待			
④ 被性的虐待+被ネグレクト+被身体的虐待			
⑤ 被性的虐待+被ネグレクト+被心理的虐待			
⑥ 被性的虐待+被身体的虐待+被心理的虐待			
⑦ 被性的虐待+被ネグレクト+被身体的虐待+被心理的虐待			
合 計			

2 施設の取り組みについてご記入ください。

(1) 子どもの安全・安心を守るための取り組みや配慮について

1) 子どもの権利を守る取組みについて

	はい	いいえ
① 子どもの人権の尊重について施設内で周知徹底している		
② 入所時に児童相談所から「権利ノート」について説明されていることを確認している		
③ 施設内虐待についての職員への研修や予防の取り組みを行っている		
④ その他 (はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。)		

2) 子どもの安全・安心を守る取組みについて

	はい	いいえ
① 施設内の子ども間の暴力や支配的な関係の予防についての取り組みを行っている		
② 子ども間の暴力が発生した際の対応のマニュアルを作成し、活用している		
③ 暴力防止に関する特別な取り組みを行っている		
④ 子ども主体の自治会 (生活の安全や約束などを話しあうことを目的としている) を実施		
⑤ CAPなどの被害防止プログラムを実施		
⑥ セカンドステップを実施		
⑦ コモンセンスペレンティングを実施		
⑧ アンガーマネジメントやSSTを実施		
⑨ 安全委員会方式を実施		
⑩ その他 (はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。)		

3) 施設構造 (バウンダリーやパーソナルスペースを尊重するための設定) について

① 居室について、あてはまる番号を記入ください		
1. 個室が中心 2. 2人部屋が中心 3. 3、4人部屋が中心 4. それ以上の人数		
	はい	いいえ
② 男女の生活空間は別にされている (建物やフロアーを分けている)		
③ 入浴は男女別の浴室である		
④ トイレは必ず男女別である		
⑤ 男女の共有スペースは必ず職員の見守りがある		

⑥ その他（はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。）		

4) 職員配置や体制について

① 入浴の人数について、あてはまる番号を記入ください 1. 全員個別入浴 2. 複数で入浴		
	はい	いいえ
② 子どもの担当ケアワーカーは必ず同性である		
③ 子ども全体を男女の職員で見られる体制をとっている		
④ 入浴介助は必ず職員がつきそう		
⑤ 職員の目が届かない場所を把握し、なんらかの見守れる体制をとっている		
⑥ 子どもの服や持ち物が個別で管理され、他児のものとあいまいにならないようにしている		
⑦ その他（はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。）		

5) 子どもの生活について

① 子ども同士の居室の出入りについて、あてはまる番号を記入ください 1. 認めている 2. 認めていない 3. 条件つきで認めている		
② 携帯電話（スマホ等）の所持について、あてはまる番号を記入ください 1. 全児童に認めている 2. 条件付きで一部の児童 3. 高校生のみ 4. 全員認めていない		
	はい	いいえ
③ 子ども同士の距離感についての指導をおこなっている		
④ 異性間での身体接触を認めていない		
⑤ 子ども同士で、互いのベッドや布団に入ることを禁止としている		
⑥ 施設入所中の子ども同士の交際を認めている		
⑦ マンガや小説などに性的描写があるかどうか確認している		
⑧ マンガや小説など性的描写があるもの所持を認めている		
⑨ その他（はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。）		

(2) 子どもの治療についての基本的な取り組みについて

	はい	いいえ
① 入所前に、児童相談所から子どもの情報を十分に受け取り、治療方針について協議する機会を設けている		
② 入所前に、子どもと家族に対して児童相談所とともに入所理由や治療目標について話し合っている		
③ 入所前に、施設内で処遇会議を行い、アセスメントや治療方針について協議し、職員全員で共有している		
④ 入所時に、性的虐待や性加害行動・加害行為の報告なくとも、性的虐待や性加害行動・加害行為の有無についての確認を行う		
⑤ 入所児童全員に心理治療は実施している		
⑥ 入所児童全員に担当医師が決まっている		
⑦ ネグレクトや虐待環境にいた子どもは性的虐待の可能性が高いことを意識して、情報収集している		

⑧	入所後に実施する心理検査等アセスメント項目について、実施しているアセスメントツールがあればその番号を左欄に記入ください（複数回答可） 1. TSCC 2. CBCL 3. A-DES、CDC 4. IES-R 5. J-SAOP 6. 描画法 7. 投影法 8. その他(実施しているツールを左欄に記入ください)				
⑨	児童の支援において職員全体で情報共有する機会（ケース会議など）の頻度について、あてはまる番号を1つ記入ください 1. 毎日 2. 週2-3回 3. 週1回 4. 月2-3回 5. 月1回 6. 年2-3回 7. 年1回以下				
⑩	担当医師の診察について、あてはまる番号を1つ記入ください 1. 全児童実施 2. 必要のみ児童のみ				
⑪	児童相談所とのカンファレンス・連絡会の実施について、あてはまる番号を1つ記入ください 1. 必ず定期的に実施 2. 必要に応じて 3. 特に実施しない				
⑫	その他（はいの場合下記に実施している事を御記入ください。）				

(3) 性に関する支援について

1) 職員の体制について

	はい	いいえ
① 性に関する係や担当を設けている		
② 性に関する係や担当の構成員について、あてはまる番号を記入ください（複数回答可） 1. 男性指導員 2. 女性指導員 3. 男性心理士 4. 女性心理士 5. 看護師 6. 医師 7. その他（左欄に記入ください）		
③ 職員が外部の性に関する研修を受講している		
④ 施設に講師を招いて性に関する研修を行っている		
⑤ 施設内で性に関する研修会を行っている		
⑥ 性的虐待の影響の反応について職員に研修をおこなっている		
⑦ 性的虐待の反応として、バウンダリーや対人面の距離感、愛着の持ち方に影響があることを周知徹底している		
⑧ その他（はいの場合下記に実施している事を御記入ください。）		

2) 生活場面での性に関する支援について

	はい	いいえ
① 入所時に性に関する知識や経験、意識についての聞き取りを実施している		
② 子どもの性や身体、発育についての意識や不安を聞き取る機会を定期的に設けている		
③ 子どもの異性への関心や恋愛・結婚観について話し合う機会を必ず設けている		
④ 子どもの生活場面での性的言動を把握し、職員で共有するようにしている		
⑤ 日常場面での子どもの性的な言動に関する指導について職員間で言葉や内容の統一を図っている		
⑥ 子ども同士の距離感（プライベートゾーンやパーソナルスペース等）について適切に指導している		

⑦ 服装やみだしなみについての一定のルールがある		
⑧ インターネットやスマートフォンなどの利用に関して、十分に職員が見守れる状況である		
⑨ その他（はいの場合下記に実施している事を御記入ください。）		

3) 学習会形式の性教育について

		はい	いいえ
	① 学習会形式の性教育を実施しているか		
実施 施設	② 学習会形式の性教育の講師について、あてはまる番号を記入ください 1. 施設職員 2. 外部講師		
	③ 男女の編成について、あてはまる番号を記入ください 1. 男女別 2. 男女混合		
	④ 実施の年齢区分について、あてはまる番号を記入ください 1. 幼児 2. 小学生低学年 3. 小学生高学年・中学生 4. 高校生		
	⑤ 頻度・回数について、あてはまる番号を記入ください 1. 月に一回以上 2. 2, 3ヶ月に一回 3. 年に一回		
	⑥ 学習会形式の性教育で大切にしていることについて、あてはまる番号を記入ください（複数回答可） 1. 性格な知識の伝達 2. 子どもが率直に語れる雰囲気 3. 子ども同士の意見交換 4. 職員との意見交換 5. その他（左欄に内容を御記入ください）		
	⑦ 学習会形式の性教育で取り扱っている内容について、あてはまる番号を記入ください（複数回答可） 1. バウンダリー 2. プライベートゾーン 3. よいタッチ・わるいタッチ 4. 性行動のルールについて（プライベートゾーンを見せない、触らせない、触らない等） 5. 同意のルールについて（同意が成り立つ条件など） 6. 命の大切さ（生命の誕生を含む） 7. 自分と他者の大切さ 8. からだの仕組み（第二性徴、男女のちがいを含む） 9. 衛生管理 10. 健康管理について（食生活、睡眠、運動など） 11. 恋愛・結婚 12. 性行為（避妊、緊急避妊薬、性感染症など） 13. 妊娠・出産 14. 性被害、性暴力、DVの予防 15. インターネットの利用（有害サイト、SNS、出会い系サイトなど） 16. その他（はいの場合、左欄に実施している事を御記入ください。）		
	未 実施 施設	⑧ 未実施の理由についてあてはまる番号を記入ください。（複数回答可） 1. 子どもに特別な性教育は必要ではないから 2. 生活場面における性教育だけで十分だから 3. 性教育で意識させてしまい、問題につながる怖れがあるから 4. 職員の人員や時間の確保が困難だから 5. 性教育のスキルや知識が不十分だから 6. 学習会での形式が難しく、生活場面や個別で実施している 7. その他（はいの場合、左欄に実施している事を御記入ください。）	

⑨ 今後の予定	1. 実施予定なし 2. 実施に向けて準備中
---------	------------------------

4) 性的逸脱行動や性加害行動の予防、発生時の対応について

		はい	いいえ
はいと答えた施設	① 施設内の子ども間の暴力や支配的な関係の予防についての取り組み		
	② 性的逸脱行動や性加害行動の対応マニュアルに沿って対応した		
	③ 性的逸脱行動や性加害行動を示した子どもは性的虐待の経験があった		
	④ 児童相談所と連携して対応した		
	⑤ 保護者と連携して対応した		
	⑥ 性的逸脱行動や性加害行動を示した子どもの中で措置変更になった子どもがいる		
	⑦ 性加害行動を示した子どもを被害児童から分離し、個別対応を実施した		
	⑧ 性加害行動や性的逸脱行動を示した子どもに対して継続的な再発防止プログラムを実施した		
	⑨ 被害児童へのケアを継続的におこなった		
	⑩ その他（下記に実施した事を御記入ください。）		
いいえと答えた施設	⑪ 児童福祉施設においては、愛着やバウンダリーの課題を抱えた子どもが集団で生活していることから、性的逸脱行動や性加害行動が起こる可能性があることを意識して処遇している		
	⑫ 性的逸脱行動や性加害行動は、同性間でも発生する可能性を意識して処遇にあたっている		
	⑬ 性的逸脱行動や性加害行動が発覚した際のマニュアルが用意されている		
	⑭ 性的逸脱行動や性加害行動に対しての治療的教育の準備がされている		
	⑮ 性的逸脱行動や性加害行動に対して、単発や短期間の治療的教育では不十分であることを意識し、長期的に再発防止の設定や治療 教育を実施する準備がされている		
	⑯ その他（下記に実施している事を御記入ください。）		

(4) 性的虐待を受けた子どもの治療について

1) 性的虐待を受けた子どもの治療について

		はい	いいえ
①	児童相談所等で被害確認面接が必ず実施されている		
②	被害確認面接の内容をすべて情報としてうけとっている		
③	性的虐待が措置理由であることを、子どもと保護者と入所時に必ず共有している		
④	主訴や主な問題（症状や行動面）を子どもと保護者と確認している		
⑤	施設での治療の意味合いや目標を明確にし、共有している		
⑥	子どもの性的虐待を受けた事実についての理解や意識について確認している		
⑦	虐待事実について子どもに責任がないことをきちんと説明している		
⑧	子どもの性や自己についての認識に、歪みや不適切なものがないか確認している		



⑨ 性的虐待に関する情報を職員間で共有し、認識を共有するように努めている		
⑩ 性的虐待の影響や反応について心理教育を子どもに理解できるようにおこなっている		
⑪ PTSD 症状【過覚醒、侵入体験（フラッシュバック、悪夢等）、回避（性的刺激、異性等）、解離】がないか常に確認している		
⑫ 被害記憶に関する治療的介入（曝露療法や EMDR 等）を必要に応じて実施する準備がある		
⑬ からだを通じた治療法（リラクゼーション、自律訓練法、動作法等）を必要に応じて実施する準備がある		
⑭ 性的逸脱行や不適切な異性との距離感を示す子どもに対して、個別対応できる居室や場所が用意されている		
⑮ その他（下記に実施している事を御記入ください。）		

2) 入所後に性的虐待が発覚した場合について

	はい	いいえ
① 性的虐待を受けた子どもは、時に“被害”として認識しておらず、自主的に報告することがないことを職員に周知徹底している		
② 性的虐待を受けた子どもは、時に自責の念や家族を守る意識等から、自主的に報告することないことを職員に周知徹底している		
③ 年齢不相応な性的な言動や興味関心は、性的虐待を受けたサインの可能性が高いことを職員に周知徹底している		
④ 性的虐待を受けた子どもは、必ずしも性的な反応を示すわけではなく対人関係の距離持ち方、身体症状、情緒面、行動面で示すことを周知徹底している		
⑤ 子どもが性的虐待について語った際のマニュアルを作成している		
⑥ 性的虐待が発覚した際は、必ず児童相談所に報告する		
⑦ 性的虐待の事実確認には被害確認面接（フォレンジックインタビュー）手続きがとれる事を前提として、施設と児童相談所で聞き取りの分担を協議する必要があることを職員に周知徹底している		
⑧ 性的虐待の聞き取りは、子どもを疑ったり責めたりせずに、できる限り子どもが安全な状況で行われなければならないことを職員に周知徹底している		
⑨ 性的虐待の聞き取りが、子どもにとって負担になり二次的被害体験になりえることを職員間で共有している		
⑩ 性的虐待の聞き取りが、事実の確認と同時に治療的介入の開始である事を職員に周知徹底している		
⑪ 性的虐待が発覚した際は、子どもと保護者との連絡・面接について必ず児童相談所と協議する		
⑫ その他（はいの場合、下記に実施している事を御記入ください。）		



3) 性的虐待を受けた子どもを受け入れるにあたっての職員の意識

	はい	いいえ
① 被性的虐待児童の施設入所に関して、貴施設のスタンスはどのようですか？ あてはまると思われる番号を左欄に記入してください。 1. 社会的使命であるので、入所が必要な児童はなるべく受け入れるようにしている 2. 社会的使命であり受け入れているが、施設にゆとりがないので不安がある 3. できれば受け入れたくない 4. その他 ( <input type="text"/> )		
② 上記の質問で、2～を選んだ方は、その要因は以下のどれに当てはまりますか？下記から番号を選んで左欄に記入してください。(複数回答可) 1. 職員数が少ないのでゆとりがない 2. 職員のスキルが不十分で不安がある 3. 他児童との関係性に不安がある 4. 関係機関（児童相談所、医療機関など）との濃密な連携に不安がある 5. 施設のハードに不安がある 6. その他 ( <input type="text"/> )		
③ 被性的虐待児童への支援において特に重要なことを3つ選んで左欄に記入して下さい 1. 安心できる生活 2. 治療的な関与 3. 虐待（加害）者の処罰 4. 家庭的な雰囲気 5. 境界線が明確な生活 6. 同年代の仲間たちとの関係 7. 非加害保護者との関係再構築 8. その他 ( <input type="text"/> )		
④ 最近3年間の被性的虐待児童の入所支援による変化についての印象を下記から選んで左欄に記入してください。 1. 悪化した 2. やや悪化した 3. 変化なし 4. やや改善した 5. 改善した		

(5) 家族との関係の回復や関係機関との連携について

1) 虐待（加害）者が保護者の場合

	はい	いいえ
① 基本的に加害保護者と子どもは面接や接触を始め、いかなる通信も制限している		
② 加害保護者への指導は児童相談所が実施し、その経過や状況を定期的に施設職員は報告を受けている		



3) 子どもへの支援について

①	子どもが非加害保護者と関係を持つにあたって重要と考えられることは何ですか。下記からあてはまるもの3つを選んで左欄に番号を記入してください		
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性的虐待に至った経過や対応策を児童相談所と施設が非加害保護者とよく相談し、子どもにわかるように伝える</li> <li>2. 非加害保護者の状況、児童相談所や施設が支援している内容・経過・方針を、子どもに伝える</li> <li>3. 虐待（加害）者に対する非加害保護者の態度や状況について、子どもにわかるように伝える</li> <li>4. 明確なルールや基準を設定して、面会・外出・外泊を実施する</li> <li>5. 子どもに対して、子どもの意向を尊重し、説明できる範囲の長期的な方針や選択肢を説明する</li> <li>6. 非加害保護者が何らかの事情で十分な協力関係が得られない場合、児童相談所との連携の基で他の家族への協力依頼を得ることもある</li> <li>7. 非加害保護者や他の家族の十分な協力依頼が得られない場合、子どもにその理由を伝えて18歳（場合により20歳）の時期を想定して社会的自立を促す支援をすることを検討する</li> <li>8. その他 ( <input style="width: 300px;" type="text"/> )</li> </ol>		

ご記入ありがとうございました。

ご記入に関して迷われた点やその他の点において記入欄において書ききれない課題や問題がございましたら、以下にご記入ください。

《ご意見・ご質問》

# 1 施設の基本情報

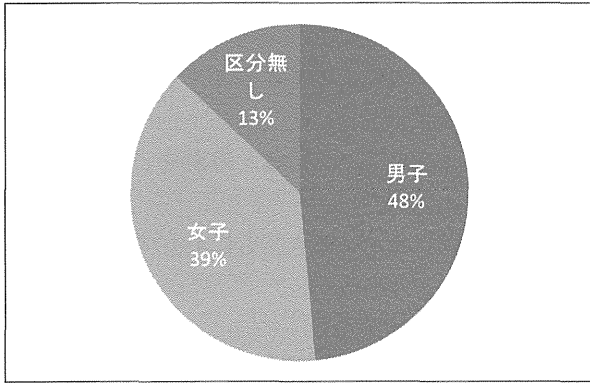


図1 定数

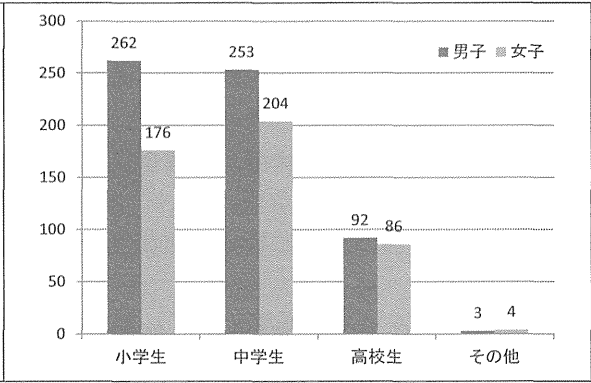


図2 在籍児童数

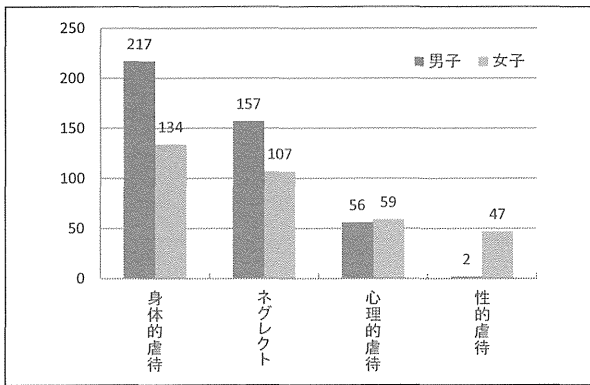


図3 被虐待児童数

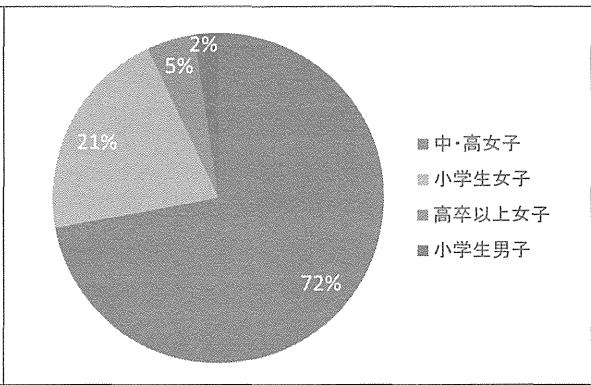


図4 児童虐待防止法の定義に沿った「被性的虐待児童」数

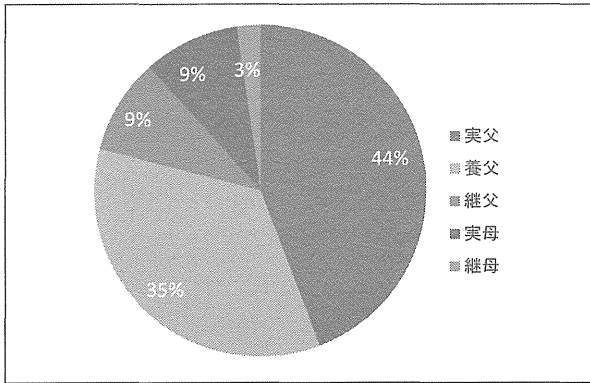


図5 児童虐待防止法の「被性的虐待児童」加害保護者

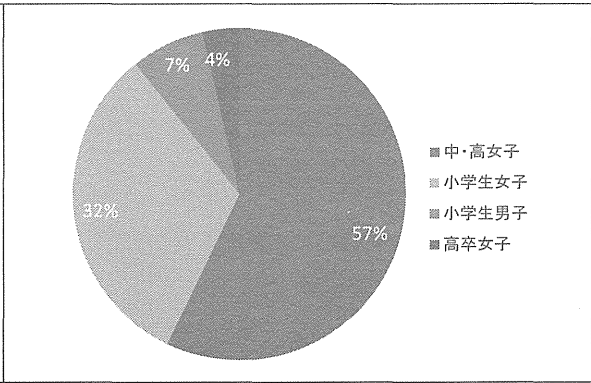


図6 児童虐待防止法の定義に沿わない被虐待児童数

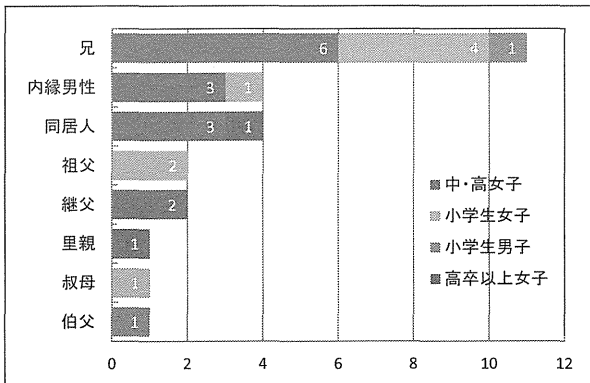


図7 虐待防止法の定義に沿わない被虐待児童の加害者

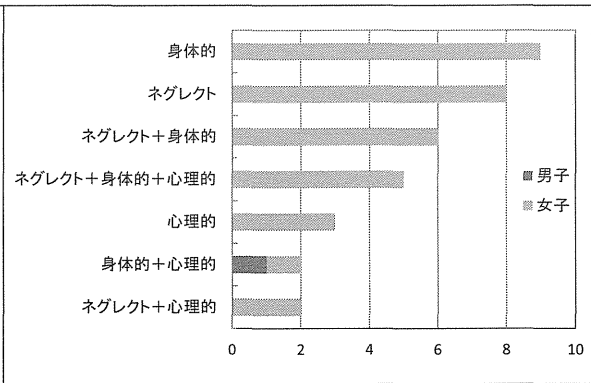


図8 児童虐待防止法による性的虐待の他の虐待状況